議案第３９号　平成３０年度習志野市一般会計補正予算（第１号）

１　歳入歳出補正予算　補正前　６１２億５，０００万円
補正額　　１億　６４９万８千円
補正後　６１３億５，６４９万８千円

（歳出概要）
・地域子ども・子育て支援事業
・受動喫煙対策事業
・芝園清掃工場運営費
・橋りょう対策事業
・小学校施設改善整備事業
・中学校施設改善整備事業
・少年自然の家管理運営費

２　継続費

（追加）　（単位：千円）

| 款 | 項 | 事　業　名 | 総額 | 年度 | 年割額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 3 民生費 | 2 児童福祉費 | 地域子ども･子育て支援事業（子ども･子育て支援事業計画策定業務委託） | 5,678 | 平成 30 年度 | 2,956 |
| | | | | 平成 31 年度 | 2,722 |

## 議案第４０号　習志野市受動喫煙の防止に関する条例の制定について

受動喫煙による健康被害を防止し、受動喫煙のないまちづくりを推進することにより、市民の健康を守ることを目的として、本条例を制定するものです。

| | | |
|---|---|---|
| 定　　義 | たばこ | たばこ事業法に掲げる製造たばこであって喫煙用に供されるもの及び製造たばこ代用品 |
| | 喫　　煙 | 人が吸入するため、たばこを燃焼させ、又は加熱することにより煙（蒸気を含む。以下同じ。）を発生させること |
| | 受動喫煙 | 人が他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされること |
| | 路上等 | 市内の道路、公園及び駅前広場 |
| 責　　務 | 市 | この条例の目的を達成するため、受動喫煙の防止に必要な施策を推進するものとする。 |
| | 市民等 | ・路上等において喫煙をする際、受動喫煙を生じさせてはならない。<br>・路上等以外の場所で喫煙をする際、受動喫煙を生じさせないよう周囲の状況に配慮しなければならない。<br>・この条例の目的を達成するため、市が行う受動喫煙の防止に関する施策に協力しなければならない。 |
| | 事業者 | ・受動喫煙を生じさせることのないよう必要な環境の整備に配慮しなければならない。<br>・この条例の目的を達成するため、市が行う受動喫煙の防止に関する施策に協力しなければならない。 |
| 重点区域※1 | 重点的に受動喫煙を防止するため喫煙を禁止する区域として、市長が指定する次の区域<br>・市内の駅周辺の路上等<br>・保育所、こども園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、これらに準ずる施設で児童、生徒等が主に利用する施設として規則で定める施設の周辺の路上等 | |
| 喫煙の禁止※1 | 重点区域における喫煙の禁止 | |
| 指　　導※1 | 市長は、喫煙の禁止の規定に違反した者に対し、必要な指導を行うことができる。 | |
| 過　　料※1 | 重点区域のうち、駅周辺の路上等で喫煙をした者※2<br>１万円以下の過料<br>適用除外<br>・運行中の自動車の内部での喫煙は、過料の対象としない。 | |

※１　たばこのうち、当該たばこから発生した煙が他人の健康を損なうおそれがあることが明らかでないたばことして市長が指定したもの（加熱式たばこ）については、当分の間、重点区域における喫煙の禁止、指導及び過料の規定は適用しないこととします。

※２　平成３１年４月１日から同年９月３０日までの間は、「重点区域のうち、駅周辺の路上等で喫煙をした者で、指導に従わないもの」とします。

（施行期日）

平成３１年１月１日から施行します。ただし、過料の規定については、同年４

月１日から施行します。

| 議案第４１号　議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
|---|

地方自治法第９６条第２項に基づき、定期借地権の設定を議会の議決すべき事件として定めるため、次のとおり改正するものです。

１　題名の改正
「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得等に関する条例」とします。

２　定期借地権の設定の追加
定期借地権の設定において、次のいずれかに該当する場合は、議会の議決に付すべき事件とします。
（１）　面積として、１件５，０００平方メートル以上であるもの
（２）　期間として、存続期間（定期借地権の目的である土地の上の建物の築造に要する期間を除く。）が３０年を超えるもの

（施行期日）
公布の日から施行します。

| 議案第４２号　習志野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
|---|

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（マイナンバー法）に基づき、条例で定めることとされた事項を定めるものです。

庁内における情報連携
マイナンバー法等が改正されたことにより、マイナンバーを利用する事務について、生活保護法による進学準備給付金の支給に関する事務が追加されたことから、「特定個人情報」※の庁内における利用（情報連携）に係る規定を整備します。
その他文言整理を行います。
※　マイナンバーが含まれる個人情報

（施行期日）
公布の日から施行します。

議案第４３号　習志野市建築関係手数料条例の一部を改正する条例の制定について

「建築基準法」の改正に伴い、新たな手数料を創設するほか、条例で引用している条項番号の改正その他の文言整理を行うものです。

新たに創設する手数料

（１）　建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請手数料

（２）　１年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等建築許可申請手数料

（施行期日）

公布の日から施行します。

議案第４４号　習志野市議会議員及び習志野市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

「公職選挙法」及び「公職選挙法施行令」の改正に伴い、改正するものです。

１　市議会議員の選挙における選挙運動用ビラ作成の公費負担

候補者の政策等を有権者が知る機会を拡充するため、法令の規定により、市議会議員の選挙において選挙運動用ビラの頒布ができることになります。

そのため、市議会議員候補者の選挙運動用ビラ作成費用の公費負担について規定するものです。

このことに伴い、「習志野市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例」は廃止します。

| 区　分 | 公費負担単価（１枚） | |
|---|---|---|
| | 改正前（市長のみ） | 改正後 |
| 選挙運動用ビラの作成 | ７円３０銭 | ７円５１銭 |

２　公費負担単価の改正

そのほかの公費負担単価について、次のとおり改正します。

| 区　　分 | | 公費負担単価 | |
|---|---|---|---|
| | | 改正前 | 改正後 |
| 一般運送契約以外の契約による選挙運動用自動車の使用 | 自動車借入れ | １万５，３００円（１日） | １万５，８００円（１日） |
| | 燃料費 | ７，３５０円（１日） | ７，５６０円（１日） |
| 選挙運動用ポスターの作成 | 印刷費 | ５１０円４８銭（１枚） | ５２５円６銭（１枚） |
| | 企画費 | ３０万１，８７５円 | ３１万５００円 |

（施行期日）

平成３１年３月１日から施行します。

## 議案第４５号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
## ～第４７号

次の者を人権擁護委員候補者として法務大臣に推薦することについて、人権擁護委員法第６条第３項の規定に基づき、意見を求めるものです。

| 議案番号 | 住　　所 | 氏　　名 | 任　　期 |
|---|---|---|---|
| 第４５号 | 習志野市本大久保 | 浅田和子（あさだかずこ） | ３年（再任） |
| 第４６号 | 習志野市香澄 | 岩田寛（いわたひろし） | ３年（再任） |
| 第４７号 | 習志野市実籾 | 櫻井富士雄（さくらいふじお） | ３年（再任） |

| 議案第４８号　工事請負契約の締結について（谷津小学校全面改築工事（建築工事）） |
|---|

次のとおり契約を締結するものです。

１　契約の目的　　谷津小学校全面改築工事（建築工事）
２　契約の方法　　制限付き一般競争入札
３　契約金額　　２８億５，６６０万円
４　契約の相手方　　千葉市美浜区ひび野一丁目４番３号
　　新日本建設株式会社
５　工事場所　　習志野市谷津五丁目１番３２号
６　工事期間　　契約日の翌日から２０２０年７月３１日まで
７　建物概要　　（１）構造　　鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造
　　（２）階数　　地上４階
　　（３）基礎　　杭（くい）基礎
　　（４）敷地面積　１４，５３７．６９㎡
　　（５）建築面積　　４，４１０．４㎡
　　（６）延床面積　１０，５９９．６４㎡
　　（７）建物高さ　　１９．９１ｍ
８　工事内容　　（１）既存屋外運動場工作物等解体工事
　　（２）校舎及び屋内運動場建設工事
　　（３）校舎及び屋内運動場周辺外構工事

| 議案第４９号　工事請負契約の締結について（谷津小学校全面改築工事（電気設備工事）） |
|---|

次のとおり契約を締結するものです。

１　契約の目的　　谷津小学校全面改築工事（電気設備工事）
２　契約の方法　　制限付き一般競争入札
３　契約金額　　３億１，７２６万８００円
４　契約の相手方　　成田市松崎２６４
　　株式会社平野電設
５　工事場所　　習志野市谷津五丁目１番３２号
６　工事期間　　契約日の翌日から２０２０年７月３１日まで
７　建物概要　　（１）構造　　鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造
　　（２）階数　　地上４階
　　（３）基礎　　杭基礎
　　（４）敷地面積　１４，５３７．６９㎡
　　（５）建築面積　　４，４１０．４㎡
　　（６）延床面積　１０，５９９．６４㎡
　　（７）建物高さ　　１９．９１ｍ
８　工事内容　　（１）電灯設備工事
　　（２）動力設備工事
　　（３）監視カメラ設備工事
　　（４）構内情報通信網設備工事
　　（５）構内交換設備工事
　　（６）テレビ共同受信設備工事
　　（７）火災報知設備工事　他

| 議案第５０号　工事請負契約の締結について（谷津小学校全面改築工事（空気調和設備工事）） |
|---|

次のとおり契約を締結するものです。

１　契約の目的　　谷津小学校全面改築工事（空気調和設備工事）
２　契約の方法　　制限付き一般競争入札
３　契約金額　　２億１，１２３万７，２００円
４　契約の相手方　　習志野市実籾二丁目４１番２１号
　　株式会社サクラ設備
５　工事場所　　習志野市谷津五丁目１番３２号
６　工事期間　　契約日の翌日から２０２０年７月３１日まで
７　建物概要　　（１）構造　　鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造
　　（２）階数　　地上４階
　　（３）基礎　　杭基礎
　　（４）敷地面積　１４，５３７．６９㎡
　　（５）建築面積　　４，４１０．４㎡
　　（６）延床面積　１０，５９９．６４㎡
　　（７）建物高さ　　１９．９１ｍ
８　工事内容　　（１）空気調和設備工事
　　（２）換気設備工事
　　（３）自動制御設備工事

| 議案第５１号　工事請負契約の締結について（谷津小学校全面改築工事（給排水衛生設備工事）） |
|---|

次のとおり契約を締結するものです。

１　契約の目的　　谷津小学校全面改築工事（給排水衛生設備工事）
２　契約の方法　　制限付き一般競争入札
３　契約金額　　１億９，４４０万円
４　契約の相手方　　習志野市東習志野八丁目２８番１１号
　　株式会社習志野工業
５　工事場所　　習志野市谷津五丁目１番３２号
６　工事期間　　契約日の翌日から２０２０年７月３１日まで
７　建物概要　　（１）構造　　鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造
　　（２）階数　　地上４階
　　（３）基礎　　杭基礎
　　（４）敷地面積　１４，５３７．６９㎡
　　（５）建築面積　　４，４１０．４㎡
　　（６）延床面積　１０，５９９．６４㎡
　　（７）建物高さ　　１９．９１ｍ
８　工事内容　　（１）衛生器具設備工事
　　（２）給水設備工事
　　（３）排水設備工事
　　（４）給湯設備工事
　　（５）消火設備工事
　　（６）プールろ過設備工事
　　（７）グラウンド散水設備工事　他

## 議案第５２号　財産の貸付けについて（総合福祉センター用地）

共同生活援助施設（障がい者グループホーム）の開設に伴う用地の貸付料を、市が定める算定基準に基づく金額より減額して貸し付けるものです。

１　貸付けに供する土地の表示

| 所　在　地　番 | 地　目 | 地　積 |
|---|---|---|
| 習志野市秋津三丁目２５番２の一部 | 宅　地 | ７５４．６９㎡ |

２　貸付けの目的　　共同生活援助事業用地
３　貸　　付　　料　　固定資産税及び都市計画税相当額
４　貸　付　期　間　　契約日から２０６９年３月３１日まで
５　貸付けの相手方　　習志野市秋津三丁目４番２号
　　社会福祉法人　習愛会